

ウィッグ・乳房補整具の購入・レンタル費用補助制度に関する

Q&A

～令和3年度いばらきがん患者トータルサポート事業（社会参加サポート事業補助金）～



Q どれくらいの補助が受けられるのですか？

A ウィッグ（レンタル可）、乳房補整具それぞれ購入経費の1/2、最大2万円までの補助になります。

例： 2万円で購入した場合 → 1万円
10万円で購入した場合 → 2万円

Q 昨年も補助をもらいましたが、新しいウィッグ（乳房補整具）を購入した場合、再び補助してもらえるのでしょうか

A 申し訳ございませんが、年度にかかわらず、申請はそれぞれ（ウィッグ・乳房補整具）おひとり1回限りとなります。

Q ウィッグ（乳房補整具）は1人1つだけですか？

A 補助上限額（2万円）の範囲内であれば、購入される個数は問いません。それぞれ複数購入されたものの合計で申請してください。

※領収書（原本）は交付決定通知書とともに返却します。

Q いつ購入（レンタル）したもので、どのような品物が補助の対象となるのですか？

A 申請日時点から過去1年以内に購入（レンタル）したものが対象になり、乳がんの患者さんのための乳房パットや、パットが入れられる前空きタイプのもので、カタログを添付してください。査定させていただきます。

※領収書など購入したものの内容や金額が分かる書類により確認させていただきます。

Q がんの治療を証明する書類は何を準備すればよいですか？

A 医師の治療内容に関する説明書や診断書、診療計画書、治療明細書、お薬手帳など、がんの治療を受けていることがわかる書類の写しを提出してください。

Q 住民票は必要ですか？ 免許証のコピーではだめですか？

A 茨城県民であることを確認する必要がありますので、マイナンバーの記入のない住民票（3か月以内のもの）をご準備ください。

Q 申請はいつまでに行えばいいのですか？

A 申請期限は令和4年3月31日までとなりますが、予算の範囲内での交付となりますので、対象の方であっても補助ができない場合があります。
なお、申請から補助金交付までは、2ヶ月から3ヶ月程度かかります。